

## 自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱

(制定) 令和2年6月11日付2都環公温地第585号  
(改正) 令和3年11月26日付3都環公温地第1839号

### (目的)

第1条 この要綱は、自家消費プラン実施要綱（令和2年2月21日付31環地地第431号。以下「実施要綱」という。）第5-3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「自家消費プラン」（以下「本事業」という。）において、自家消費プラン助成金交付要綱（令和2年6月11日付2都環公温地第583号理事長決定。以下「交付要綱」という。）第4条第1項第一号イの規定に基づき、助成金の交付対象となる蓄電池システム、蓄電池システムに通信機器等を付加したもの（以下「助成対象機器等」という。）及び助成対象機器等から取得される電力使用量等のデータ（以下「電力データ」という。）を提供する窓口となる担当者の部署名・担当者名・連絡先（以下、「データ提供窓口」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか実施要綱及び交付要綱で使用する用語の例による。

### (助成対象機器等登録申請者)

第3条 助成対象機器等登録の申請者は、次条に規定する登録対象となる蓄電池システムの機器製造者等（以下「メーカー」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、登録申請者としなない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

### (登録対象となる助成対象機器等の要件)

第4条 登録対象となる助成対象機器等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 蓄電池システム
  - ア 国が令和2年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- 二 計測・通信機器

- ア 蓄電池システムと連携して電力データを計測し、サーバーを経由して通信することでメーカー又は計測・通信機器の製造者が電力データを自動で収集することが可能であること。

(助成対象機器等として登録される単位)

第5条 各メーカーが登録する助成対象機器等については、次の項目を一つの単位とする。

- 一 計測・通信機器が蓄電池システムと一体で販売されている機種
  - ア 蓄電池システム
  - イ データ提供窓口
- 二 計測・通信機器が蓄電池システムと一体で販売されていない機種
  - ア 蓄電池システム
  - イ 計測・通信機器
  - ウ データ提供窓口

(助成対象機器等登録申請)

第6条 助成対象機器等の登録を受けようとするメーカーは、次の表の第一欄に掲げる機器の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成対象機器等登録の申請を行うものとする。

| 第一欄                           | 第二欄   |
|-------------------------------|---|
| 計測・通信機器が蓄電池システムと一体で販売されている機種  | 自家消費プラン 助成対象機器登録申請書（計測・通信機器一体販売機種用）（別記第1号様式）  |
| 計測・通信機器が蓄電池システムと一体で販売されていない機種 | 自家消費プラン 助成対象機器登録申請書（計測・通信機器非一体販売機種用）（別記第2号様式） |

(データ疎通の証明書類)

第7条 データ提供窓口は、助成対象機器等から適正に助成対象住宅の電力データ及び助成対象機器等と助成対象住宅を紐づける機器固有の番号（以下「機器番号等」という。）が送信されることの確認（以下「データ疎通確認」という。）の証明のための書類を、助成対象者もしくは交付要綱第10条で定める手続き代行者が助成対象機器等における画面表示の写し等により自ら取得できる場合は、前条の規定による助成対象機器等の登録申請の際に、その取得方法がわかる資料を提出すること。

- 2 前項の規定によりデータ疎通確認の証明を助成対象者もしくは交付要綱第10条で定める手続き代行者が自ら取得することができない場合は、データ提供窓口は、助成対象者もしくは交付要綱第10条で定める手続き代行者からの申請に基づき、電力データ及び機器番号等のデータ疎通確認証明書（別記第3号様式）を助成対象者へ提供すること。

(データの提供)

第8条 データ提供窓口は、助成対象機器等を設置し、公社からデータ疎通確認の終了した機器番号等の提供があった場合は、次条で規定する期限までの間に、当該助成対象者の助成対象機器等からサーバー等を通じて送信された助成対象住宅の電力データ及び機器番号等を公社が構築した電力データ

管理システムへアップロードすることでデータの登録を行うこと。

- 2 データ提供窓口は助成金申請者から正常に電力データを収集できなくなった場合には、助成金申請者に連絡し問題を解決すること。
- 3 データ提供窓口は電力データ管理システムに電力データをアップする際に形式不一致等エラーが発生した場合には、当システムを管理・運用する業者からの求めに応じ、エラー解消に努めること。

(データ提供頻度)

第9条 データ提供窓口は、助成対象住宅の助成対象機器等から送信された各家庭の電力データ等を、当該助成金の交付を決定した日の属する年度の4月1日から起算して6年間、データ疎通証明書類に記載されている助成対象機器等からデータ提供窓口へ電力データ等が送信された日付から、次の表の第一覧に掲げる期日までに新たに取得した電力データ及び機器番号等について、当該第二欄に掲げる期間において電力データ管理システムへアップロードすること。

| データ提供時期 | 第一欄    | 第二欄             |
|---------|--------|-----------------|
| 4月期     | 3月31日  | 4月1日から4月14日まで   |
| 7月期     | 6月30日  | 7月1日から7月14日まで   |
| 10月期    | 9月30日  | 10月1日から10月14日まで |
| 1月期     | 12月31日 | 1月4日から1月17日まで   |

(データ提供手数料)

第10条 データ提供窓口が助成対象住宅の電力データ及び機器番号等を公社が構築する電力データ管理システムへアップロードした場合、公社は助成対象住宅ごとに1か月分の電力データに対して、月あたり100円(税別)の手数料を支払う。

(データ提供実績の報告)

第11条 データ提供窓口は、各年度に電力データ管理システムへ電力データ及び機器番号等をアップロードした件数及び月数について、3月31日までに、データ提供実績報告書(別記第4号様式)を公社に提出しなければならない。

(データ提供手数料の額の確定及び交付)

第12条 公社は、前条の規定による提出を受けた場合には、当該報告内容が電力データ管理システムの内容と一致すると認めたときは、交付すべきデータ提供手数料の額を決定し、速やかにデータ提供手数料確定通知書(別記第5号様式)によりデータ提供窓口へ通知し、本手数料を支払うものとする。

(助成対象機器等の登録決定)

第13条 公社は、本助成金の助成対象機器等の登録の申請(以下「本登録申請」という。)を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査等により、申請機器等の登録又は不登録の決定を行う。

- 2 公社は、第6条第1項の登録申請を行ったメーカーに対し、前項の決定において、当該申請機器を助成対象機器等として登録する場合にあっては対象機器等登録決定通知書(別記第6号様式)により、不登録とする場合にあっては対象機器等不登録決定通知書(別記第7号様式)により、本登録申請

をしたメーカーに通知するものとする。また、公社は登録決定された助成対象機器等について、公社のウェブサイト等を通じて公表するものとする。

(登録の条件)

第 14 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の助成対象機器等の登録の決定（以下「登録決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により登録決定の通知をするメーカー（以下「登録メーカー」という。）に対し、登録の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。
  - 二 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 2 公社は前条第 1 項の規定による本助成金の助成対象機器等の登録決定に当たり、前項に掲げるもののほか、登録メーカーに対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(申請の撤回)

第 15 条 登録メーカーは、対象機器等登録決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第 13 条第 2 項の規定による対象機器等登録決定の通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に、対象機器等登録申請撤回届出書（別記第 8 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の対象機器等登録申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(事情変更による対象機器等登録決定の取消し等)

第 16 条 公社は、対象機器等登録決定をした後、天災地変その他対象機器等登録決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、対象機器等登録決定の全部若しくは一部を取り消し、又は対象機器等登録決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(登録情報の変更に伴う届出)

第 17 条 登録メーカーは、名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地の変更をする場合は、速やかに登録情報の変更届出書（別記第 9 号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の登録情報の変更届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(登録決定の取消し)

第 18 条 公社は、登録メーカーが次のいずれかに該当する場合には、登録決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録決定を受けたとき。

- 二 登録決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
  - 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該登録メーカーに通知するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則 (令和 2 年 6 月 1 1 日付 2 都環公温地第 5 8 5 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 1 月 2 6 日付 3 都環公温地第 1 8 3 9 号)

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 6 日から施行する。

【別表 1】

|   | 必要書類   | 備考   |
|---|--|--|
| 1 | 助成対象機器登録申請書  |  |
| 2 | 助成対象機器等で記録された、備考欄に記載の電力データ及び機器番号等が蓄電池システム又は蓄電池システムに付属する計測・通信機器によって送信されたログデータが記載された書類 | 太陽光発電電力量、蓄電池充電量、蓄電池放電量、購入電力量、売電電力量、電力使用量(家庭負荷電力量)、機器番号等(蓄電池システムの機器番号、計測・通信機器の MAC アドレス等)のすべて |
| 3 | 登録申請者(法人)実在証明書類  | 商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ  |
| 4 | 蓄電池システム及び計測・通信機器が、ECHONET Lite 規格の認証等により、サーバーを経由してメーカーと通信が可能であることがわかる資料              | 取扱説明書、製品仕様書又は製品のカタログ・Web カタログの表紙及び該当製品の仕様が記載されたページの写し  |
| 5 | 疎通確認資料の取得方法が記載された資料  | 助成対象機器等から適正に助成対象住宅の電力データ及び機器番号等がメーカーへ送信されることが確認できる資料の取得方法                                    |
| 6 | 登録申請者納税証明書   | 法人住民税に係るものの写しであること<br>※6 ヶ月以内に発行されたものであること   |
| 7 | 蓄電池システムが機器等登録要綱第 4 条第 1 号アの要件に適合することを証明する書   | 製品カタログ等<br>(SII に登録されているパッケージ型番が記載されて  |

|  |   |           |
|--|---|-----------|
|  | 類 | いるページの写し) |
|--|---|-----------|